

令和4年度 第2回岡山市障害者差別解消支援地域協議会 次第

令和5年2月6日（月）

13時30分～15時30分

（ほっとプラザ大供5階軽スポーツ室兼会議室）

1 開 会

- ・事務局あいさつ
- ・会長挨拶

2 議事

1) 情報提供

- ・「こころの早期支援事業について」

こころの健康センター 奥平菜穂子氏

- ・「ひらた旭川荘地域貢献委員会～御南中学校における取り組み～」

ひらた旭川荘地域活動支援センター 所長 横山 なおみ氏

2) 協議事項

「地域で障害者差別を解消するためにできること」

3) 障害者差別への対応や合理的配慮の事例について（別紙2参照）

4) 取り上げたい課題について

5) 次回会議について

・次回の日程・内容 _____月_____日（ ） : ~ :

3 閉 会

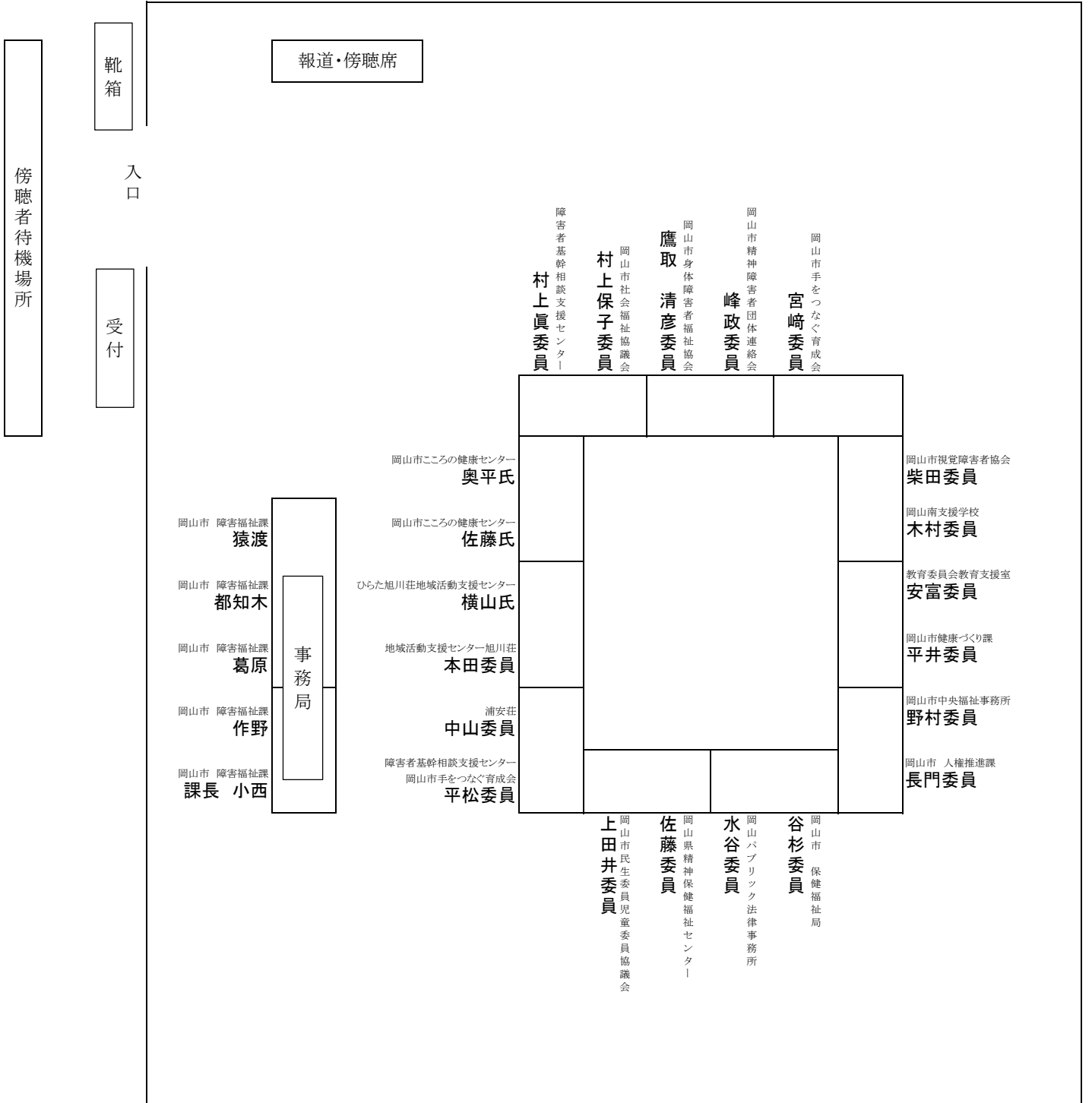
岡山市障害者差別解消支援地域協議会 受付名簿

分野	団体区分	所属区分	所属団体 役職名	氏名	出欠
行政	地方公共団体	障害者施策主管部局	保健福祉局 部長	谷杉 典子	出
		人権主管部局	市民協働局人権推進課 課長補佐	長門 修	出
		福祉事務所	保健福祉局北区中央福祉事務所 係長	野村 亜矢子	出
		保健所・保健センター	保健福祉局保健所健康づくり課 精神担当課長	平井 由美子	出
		教育委員会	教育委員会指導課 教育支援室長	安富 直樹	出
		学校	岡山県立岡山南支援学校 校長	木村 泰清	出
関係機関団体等	当事者	障害者団体・家族会	岡山市身体障害者福祉協会 会長	鷹取 清彦	出
			岡山市視覚障害者協会 総務理事	柴田 富夫	出
			岡山市聴覚障害者協会 福祉対策部長	山本 みち代	欠席
			岡山市手をつなぐ育成会 副会長	宮崎 良子	出
			岡山市精神障害者団体連絡会 代表	峰政 雅臣	出
	福祉等	社会福祉協議会	岡山市社会福祉協議会 課長補佐	村上 保子	出
		相談支援事業者	岡山市障害者基幹相談支援センター センター長	村上 眞	出
			旭川児童院 地域活動支援センター旭川荘 副所長	本田 順子	出
		社会福祉施設	浦安荘 副施設長	中山 真	出
			岡山市手をつなぐ育成会 広瀬町仲よし元所長 岡山市障害者基幹相談支援センター 副センター長	平松 啓生	出
		民生・児童委員	岡山市民生委員児童委員協議会 理事	上田井 保夫	出
	医療・保健	精神科医会（医師）	岡山県精神保健福祉センター	佐藤 俊介	出
	法曹等	弁護士会（弁護士）	弁護士法人岡山パブリック法律事務所	水谷 賢	出
学識経験者			川崎医療福祉大学 医療福祉学部 医療福祉学科 講師	下田 茜	欠席
計				20名	18名

情報提供者	ひらた旭川荘地域活動支援センター	横山 なおみ	出
情報提供者	こころの健康センター	佐藤 佐江子	出
情報提供者	こころの健康センター	奥平 菜穂子	出

令和4年度 第2回岡山市障害者差別解消支援地域協議会 配席図

令和5年2月26日(水)13時30分～
 (ほっとプラザ大供 軽スポーツ室兼会議室)



令和5年2月6日
岡山市障害者差別解消
支援地域協議会資料

こころの健康早期支援事業について

精神疾患に関する正しい理解と
差別・偏見の防止を目指して

岡山市こころの健康センター
奥平 菜穂子



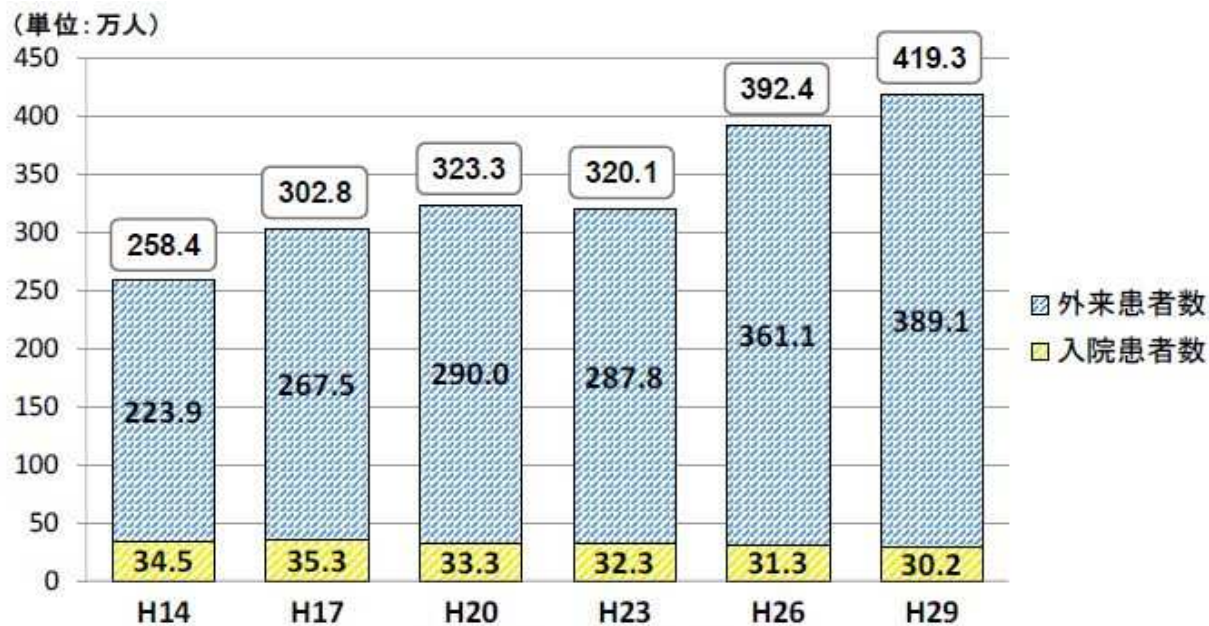
こころの健康早期支援事業

目的

子どもたちが「こころの病気（特に統合失調症）」について正しい知識を学び、

- ① 自他のこころが不調な時の対応を身につける。
- ② 社会の多様性を知り差別偏見のない社会を作ろうとする意識を身につける。

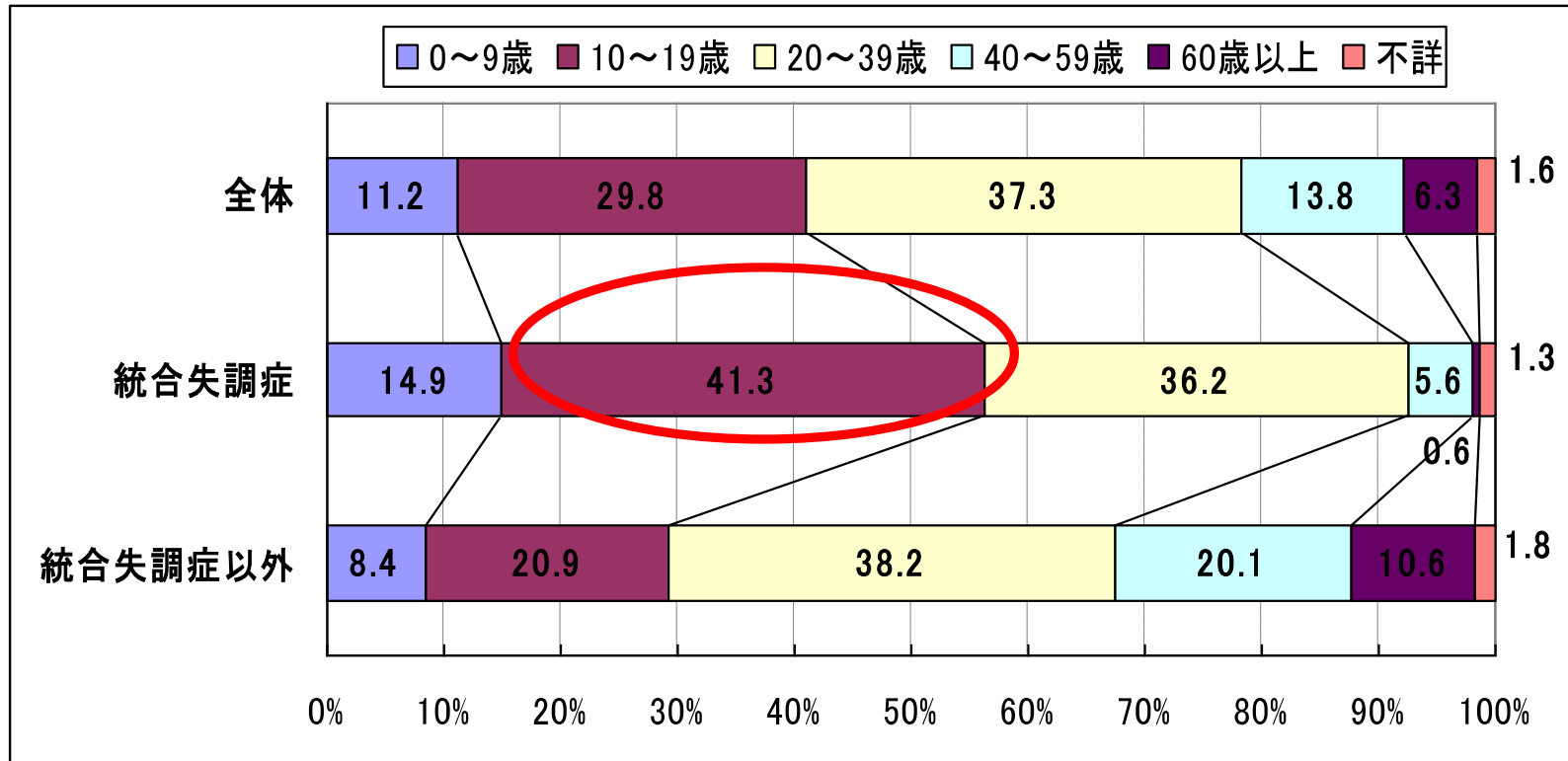
精神疾患を有する総患者数



※H23年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている
出典: 厚生労働省「患者調査」より作成

精神疾患の発症年齢

出典：厚生労働省「精神障害者社会復帰サービスニーズ等調査」（平成15年）



精神疾患（特に統合失調症）は4割が10代に発症する。

中学校教科書における精神障害の記載 昭和20年代～

→精神分裂病の病状経過や予後の劣悪さが強調されている

中学校教科書における精神障害の記載 昭和50年代～

→精神障害者に対する誤った記述が削除され、偏見が治療や社会復帰の妨げとなっているという記載が見られるようになる



中学校教科書における精神障害の記載 昭和60年代～

その後、精神疾患の名称の記載はほとんどなくなる。

旧弊にとらわれた精神障害の記載が偏見の素材になりえることは十分に想定されるが、一方で**全く知らないことによる不安あるいは恐怖感の発露が偏見につながりうる**ことも否定できないと考える(中根, 2015)。



40年ぶりに高校の教科書へ 精神疾患の記載

※1980年代後半から精神疾患の記載がなくなる。

2022年から高校の保健体育の教科書に「精神疾患の予防と回復」項目が追加。

1. 精神疾患の特徴
2. 精神疾患への対処

(うつ病、統合失調症、不安症、摂食障害)



なぜ偏見・誤解が生まれるか

- ① 自分には関係ないという意識
- ② 精神障害者を施設に収容し、社会から隔離する古い社会体制や医療制度
- ③ 精神障害者の急性期にみられる不可解な症状
- ④ 事件報道が誤解や偏見を助長



①②④から、授業の中で当事者の話を聞いてもらうことが大切だと考えています

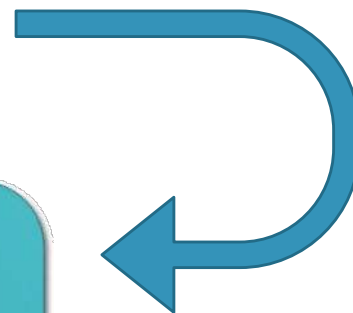
こころの健康早期支援事業

事業内容

- (1) 教員の専門研修
- (2) 人権教育としての授業を実施
- (3) 専門相談の実施

H29

岡山市の標準版指導案・
教材を作りました。



- **専門研修**: 教職員対象

精神疾患(統合失調症)に関する理解を深め、
早期支援に必要な知識を得る。

- **授業内容の打ち合わせ**

- **授業の実施 2時限構成**

1. 「こころの病気」についての正しい知識を獲得し、心が不調な時の対応をについて学ぶことで、①自らの心の不調時に助けを求めることができ、②友人や家族が不調な時には寄り添い助けようとする姿勢を身につける。

(援助希求行動)

2. 当事者の体験を実際に聞き、精神疾患に対する差別・偏見について考える。

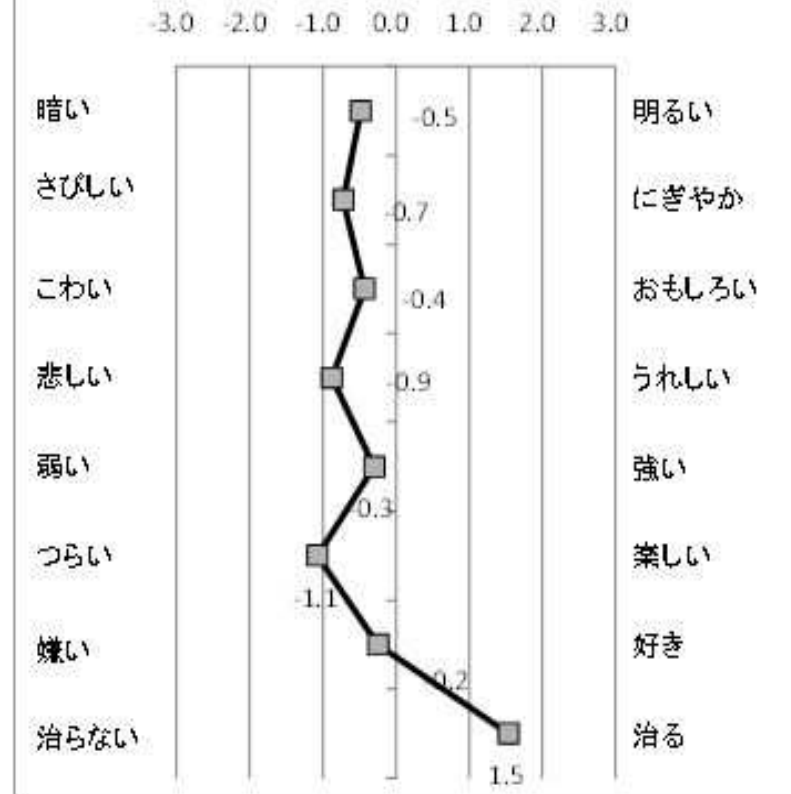
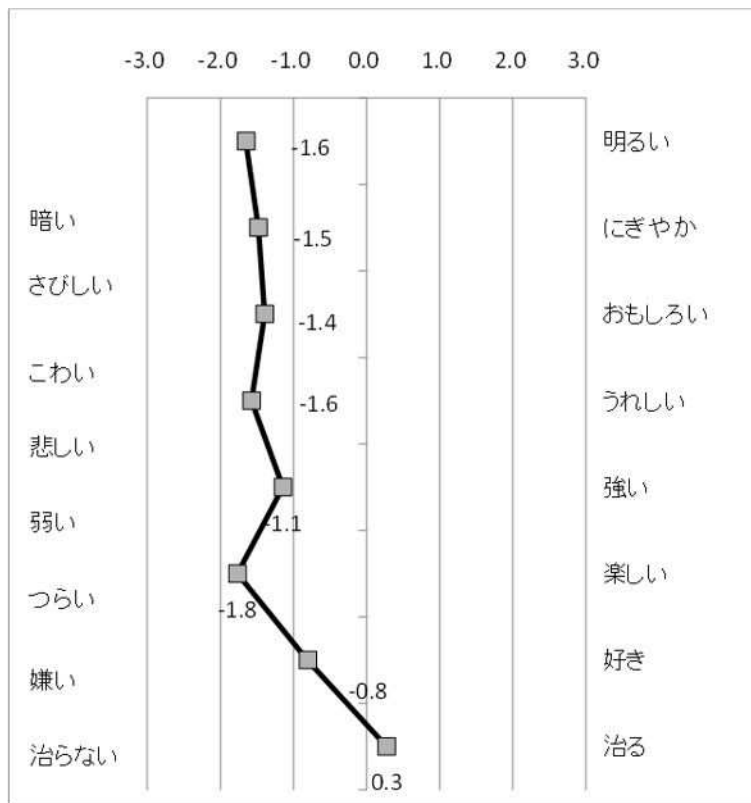
(差別偏見の除去)

- **専門相談**



教員対象の専門研修

授業前後の 生徒のこころの病気に対するイメージ



授業後の生徒の感想(抜粋)

自分だけで抱え込まずに親や信頼できる大人に相談することの大切さがわかった。

悲しいことやつらいことは、言葉に出せばいいのだと思った。

自分の周りに困っている人がいたら助けてあげようと思った。

幻聴や妄想が辛いのだということがよくわかった。

怖いものだと思っていたけど、〇〇さんの話を聴けて、気持ちが少し変わりました。

こころの病気について偏見を持つ人はもう一度考え直してほしいと思った。

「こころの健康早期支援事業」 に関するお問い合わせ

岡山市こころの健康センター

TEL: 086-803-1273





社会福祉法人旭川荘 ひらた支部

ひらた旭川荘

ひらた旭川荘地域貢献員会 ～御南中学校における取組～

ひらた旭川荘地域貢献委員会 福祉教育 | 担当

ひらた旭川荘地域活動支援センター 横山 なおみ

ひらた旭川荘 地域貢献活動のあゆみ

<ひらた旭川荘について>

S48 (1973) 年～岡山県立総合社会福祉センター

H15 (2003) 年～社会福祉法人 旭川荘が運用を引き継ぐ

<地域住民とのかかわり>

○県時代～ 星空サマーコンサート（主催：地域住民）

地域住民ボランティア「かけはし」を中心とした活動に協力

○H26 (2014) 年10月 ひらた旭川荘将来像検討会

○H27 (2015) 年2月 地域住民対象のニーズ調査

⇒ひらた旭川荘を知ってもらう活動

○H27 (2015) 年11月 「ひらたの市」

ひらた旭川荘 地域貢献活動のあゆみ



- H27 (2015) 年6月 御南中、御南小・西小の学童クラブへ福祉教育打診
- H28 (2016) 年2月 御南西公民館出前授業「発達障害いろはのい」
- 7月 御南中20名 ひらた盆踊り大会初ボランティア参加
- 8月 プレーパーク43名(西っ子クラブ高学年)
- 10月 御南中2年292名 福祉教育(人権学習)
- 11月 御南中2年40名 福祉体験実習(人権学習)
- H29 (2017) 年8月 プレーパーク31名(御南子クラブ高学年・津島児童学院)
ひらたの市 ひらたの杜で開催
- H29 (2017) 年9月 御南西公民館講座への協力
(住民対象:施設見学・ひらたの市)
- H30 (2018) 年3月 御南中2年生294名 福祉教育(人権学習)
- H30 (2018) 年4月 地域貢献委員会として活動

地域における公益的な取組を実施する責務

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)
第24条 (略)

- 2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。



- **社会福祉法人の地域社会への貢献**
⇒ **各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進**

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

ひらたの市について



- ひらた旭川荘の存在を地域の方に知っていただく
 - ひらた旭川荘を必要な時に利用・相談していただく
 - ひらたの市を通じて、障害のある方と地域の方とのふれあいの機会となる
 - ひらたの市を通じて障害のある方の就労への関心を高める機会とする
 - 地域のニーズを知る機会とする（ボランティア等）
- ※コロナ禍で中止を余儀なくされていたが、感染対策を優先し内容の変更を行いつつも、継続することを重視し実施（月1回第3木曜日）

ひらたの市

あけましておめでとうございます!!
本年もひらたの市をよろしく願っています♪

令和5年1月19日(木) 11:30~13:00



★獅子舞がやってくるよ〜♪
①11:15~ ②12:15~ 体育館にて
その他、傘回しなどもあるかも...お楽しみに♡
★プチフリーマーケットします♪
各店舗にて(無料コーナーもあるよ!!)



- ★うどん 焼き菓子 パン他(ゆめこうば) 今月からその場で温かいうどんが食べられるよ!!
 - ★パン(小麦ふあーむ にこにこパン つむぎコッペ)
 - ★焼き菓子(焼き菓子みのり わかば寮 アネル妹尾)
 - ★プリン ビザドッグ 冷凍ピザ(はひふるあゆむ)
 - ★お弁当(ふあみりお) ★焼いもにバター他(うらら)
 - ★おにぎり他(穂の蔵) ★豆腐他(豆笑福来店)
 - ★牛すじカレー 牛すじ煮込み レモネード(すじやねん)
 - ★洋生菓子 焼き菓子(パティスリー ル・ヴェール)
 - ★野菜(もりはらさんち いけはすさんち)
 - ★ハム フランクフルト 他(敬業会ヴィレッジ興産)
 - ★和菓子 お餅 他(出水松月堂)
 - ★パン 蜂蜜(かくやベーカリー)
 - ★マカロン トゥンカロン(ママカロン)
 - ★おでん ちらし寿司 揚げ物 やきいも(トモニー)
 - ★さをり商品 木工商品 他(西支援学校)
 - ★ハンドメイド雑貨(25*25 HB YUCOTTO HA-TO mignon SMILEくろーばー あおまる 吉備ワク MIMI&knitomo TIC-TIC)
 - ★ボランティア参加(ハートスイッチ)
- 体育館メイン(一部ひらたの社)で開催します
福祉についての困り事、相談何でも承ります!!
※雨天中止(小雨決行) 次回開催:2月16日(木)



ひらた旭川荘
お問合せ先: 岡山市北区平田407
☎086-805-3812
<http://hirata-asahigawasou.jp/>

駐車・駐輪スペースあります!!

福祉教育について(H30年～R元年：コロナ禍前)

＜ひらた旭川荘地域貢献委員会の一部門として活動を開始＞

○御南中学校に対して

⇒福祉体験・職場体験を実施

中学2年生に対し、ひらた旭川荘の紹介を通して障害や福祉の理解をすすめるための出前講座の実施

(継続のための工夫：毎年の挨拶や継続についての話し合いの継続)

○近隣の学童クラブに対して

⇒夏休みにプレーパークという名称でひらたの杜でレクリエーション

※愛育委員・御南・西町内会の方にも参加していただき地域を巻き込む工夫。

※令和2年以降はコロナの影響で通常の実施が困難になった。

福祉教育について(R2年～現在)

<コロナ禍でも継続性を止めない工夫>

【R2年度】

○ひらた旭川荘としては、何らかの形で継続したいことを学校に伝え続けた。

⇒学校側もぜひ実施したいとの思いを共有できた。

○DVDの作成

「みんなが暮らしやすい地域をめざして～私たちにできることはなんだろう～」

・ひらた旭川荘の紹介

・ひらた旭川荘で働く当事者のインタビュー

・合理的配慮の話を通して、自分たちにできることを考えてもらう機会とする

・その後の学校としての取組：グループワーク・バリアフリーについて調査

⇒模造紙にまとめていただいたものをひらたの市でパネル展示

※当時の学年主任の先生と伝えたい意図の共有と学校の授業内容とのすり合わせ



福祉教育について(R2年～現在)

＜コロナ禍でも継続性を止めない工夫＞

【R3年度】

○前年度、協力関係にあった先生から他学年の先生に橋渡しを依頼

○コロナ感染状況により、R4.3に実施

担当教員と話し合い、中学校2年生へ体験を通しての学習を実施

⇒ ・車椅子利用 ・操作体験及び視覚障害者の疑似体験 ・誘導体験の実施。前年度のDVDの視聴の提供。

・学校でグループワークと個人の学びをまとめる

⇒個別のまとめ ・学びを学校からいただく

※学校からも引き続きという依頼あり（来年度の1・2年生に対して）

福祉教育について(R2年～現在)

<コロナ禍でも継続性を止めない工夫>

【R4年度】

「福祉教育」の目標

2年生だけでなく、1年生に対しての実施。および3年生への実施も視野にいれて動く方向で計画。

<2年生>

- ・7月に実施：昨年度と同じ内容で実施

<1年生>

- ・1月に実施：ひらた旭川荘の紹介を通じて福祉の実際を伝える
グループワーク:自分が障害を負ったら、自分らしく生活するためには、どんな助けが必要か考える

今後について

○福祉教育（御南中学校区内への学校にアプローチを図っていく）

- ・福祉教育Ⅰ…御南中学校
- ・福祉教育Ⅱ…小学校へアプローチを実施

2カ所訪問

1か所（支援級）で実施予定：ボッチャ体験
（ユニバーサルスポーツ）



※御南中学校区は、比較的若い世代が多い地域であり、
様々な可能性が考えられる。

地域貢献を通じて、皆が住みやすい地域づくりに貢献できればと
考えている。



継続する上での課題

○特定の法人と特定の学校の努力で継続している

○学校組織の課題

- ・学年団によって、人権教育で何を通じて人権について学ぶのか違う
- ・福祉法人と協力する文化の醸成や継続が困難（異動等）
- ・シラバス：人権教育に示されているものが幅が広い

○法人組織の課題

- ・法人内異動があり、地域貢献についての継承を行う工夫を要する
- ・地域貢献委員会の専門職員はいない

【合理的配慮事例②】

「20歳の集い」における事例

重度知的障害・強度行動障害がある方で、母の「成人の記念に家族写真を撮りたい」との一言から、相談支援専門員から成人式への出席を提案されたことが始まり。岡山市の担当課（地域子育て支援課）に問い合わせたところ、「ぜひお待ちしております。楽しみにしています。できることは何でもします。」と言ってくれた。実行委員会にも提案してくれた。

しかし、本人が目的を感じ、じっとしてられるか、スーツを買いに行く、着る練習など課題が多く、慣れない場所で、知らない人が大勢いる場所が苦手であった。会場を事前に見てシュミレーションをさせてもらった。

当日は、しっかり式典に参加し、動画・写真を撮って帰れた。会場に入る際、たむろしていた参加者がいたが、周囲の参加者が声をあげてくれて、スムーズに入場できた。後から、その参加者に聞いたところ、中学の時に授業で学んだという声を聴いた。学齢期の体験が、成長しても生きているので、教育は大切と感じた事例。

【合理的配慮事例②】

県立特別支援学校等の学校給食の提供に関する状況

(障害者自立支援協議会 教育部会内で聴取)

・医療的ケアのある児童にはきざみ食やペーストなどで対応。アレルギーのある児童生徒にはマニュアルによる手続きを経て対応している。主治医の意見書の提出および校内の対応委員会で協議・対応。

・個別事情の場合は保護者等からの要望によって対応。環境の変化によって改善するケースもあるため一定期間(学期)の様子観察や食べられるような試行をしつつ判断している。

(※例：白ご飯が苦手、まぜごはんが苦手、牛乳が苦手、カレーライスがごはんとルーを別々で提供してほしい等。対応の例として、容器を変える、白ご飯にふりかけ、別室で摂れるようにする、盛り付けを別にする等)

【差別的事例】

母と本人（29歳、男性）の2人暮らし。本人は重度の知的障害があり、マスクの着用は困難。毎週土曜日、10年以上通い慣れたスーパーでの出来事。

① 令和4年10月22日（土）9:00～9:30

スーパーで買物をして車に戻ると、車の横の窓にテープで貼られていた。

[張り紙の内容]

印字 「お願いします。コロナウィルス感染のおそれがあり、必ずマスクを着用するようにご協力のほど、お願いいたします。」
手書き「こども（息子も）マスクしてねー。マスクしてほしいです」

母が店に電話。対応した女性店員に店側が貼ったのか確認。店は貼っていないとの返答。このことは店長に伝えてほしいと依頼。母の連絡先は言っていない。

② 令和4年12月17日（土）9:00～9:30

スーパーで買物をして車に戻ると、車のワイパーに挟んであった。

[張り紙の内容]

印字 「お願いします。コロナウィルス感染のおそれがあり、必ずマスクを着用するようにご協力のほど、お願いいたします。」

手書き「本人がマスク着用することは、いいけど息子もマスク着用してほしいんです。

※息子がコロナにかかってしまうから、ルールをまもらないなら、もう、こちらへこんでええから。もう来るなよ。」

母が店に電話。対応した女性店員に店の誰かがしているのではないかと確認。店ではないと返答。このことは障害者団体と福祉事務所に言うので店長に伝えてほしいと依頼。この時も母の連絡先は伝えておらず、店側から連絡はない。母、障害者団体等には言っていない。

母としては、通い慣れた店での出来事だったので、ショックが大きく、

特に 2 枚目の文面については、恐怖を感じている。車も知られているということは、常に見られているのではないか、何か危害を加えられるのではないかと心配している。

その店は、9 時開店で開店前に並ぶ人も多いことから、人の流れが落ち着き、少なくなってから入店している。本人は、マスクができないが、しゃべるわけでもなく、大声を出すわけでもない。ニコニコとカートを押して、楽しんでいる。

本人は、新しい建物に入ることに強い抵抗感を示すことから、本人も楽しめる慣れた店を利用したいと考えている。(同じ建物の 2 階の別の店舗に行こうとすると、強い抵抗感を示したことから、スーパーのエリアしか利用していない。)

その後、1 月以降も毎週土曜日に利用しているが、貼り紙等はされていない。買物も早く済ませて帰るようにしているが、危害を加えられるのではないかという恐怖感は続いている。

普段から、好奇の目で見られることが多く、ただでさえ苦しい思いをしているのに、今回の出来事はショックが大きかった。

マスクをしたくてもできない人がいること、コロナの感染リスクを負っているのは、むしろ本人の方であること等を知ってほしい。自分達と同じように苦しい思いをしている人がいるのではないかと危惧している。

会議録

会議の名称	岡山市障害者差別解消支援地域協議会（令和4年度第2回）
開催日時	令和5年2月6日（月）13時30分～15時10分
開催場所	ほっとプラザ大供 （北区鹿田町）
出席者	委員18人（別紙のとおり）
会議内容	別添次第のとおり
会議資料	別添のとおり（次第、名簿、配席図、資料）
会議録の作成方法	要点記録

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）
<p>1. 開会 保健福祉局障害・生活福祉部 障害福祉課長 小西 一郎 あいさつ</p> <p>2. 議事</p> <p>1) 情報提供（別紙参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「こころの早期支援事業について」 こころの健康センター 奥平 菜穂子氏 ・「御南中学校での取り組みについて」 ひらた旭川荘地域活動支援センター所長 横山 なおみ氏 <p>2) 協議事項</p> <p>「地域で障害者差別を解消するためにできること」</p> <p>（平松委員）精神疾患のある患者の話を学校で聞いて、勉強しようとすることは、実際に身近のそういう障害者がいないから、招いて聞かないといけない。身体障害、知的障害様々あるが、身近に触れる題材がないから招かないといけない。専門性から言うと、疾患があったり、病気があったりという人は、情操教育も含めて、人と人の関わりという枠で分けてしまうと必ずしもいいとは限らない。いいという考え、良くないという考え、相反するところがある。こういった機会、知るということは、統合に向かっての一步だと思う。障害相談専門員という立場で、関わるということを生徒に伝えていくことも、取り組んでいくべきことと思う。</p> <p>（水谷会長）本で学んだり話を聞くだけでなく、一緒に何か取り組むとよい。 いくら口で説明しても理解してもらえないことが多い。実際に施設に訪問し、共に何かを行うことが、非常に大きな意味をもち、御南中の取組も大きな成果になると思う。</p> <p>（安富委員）本日の2例について、教育委員会指導課としてありがたいと思っている。直接的には人権教育室の担当で、御南中の事例で言うと継続という</p>

ところが良い。継続をするための努力を、学校がお世話になる側である施設からしてもらっていることがありがたい。継続をしていく中で、工夫をしてより良い事例になって、対象学年が広がり課題を感じつつも、確実に広がっていて、そういったことの大切さが身に染みている。学校としての計画にしっかり根付き、教師が生徒と一緒に地域の方と共に、体験をしたり調べたりでき、学んだことをしっかり表現でき伝えるという、学びのサイクルに乗っている。職員の異動等のこともあるが、御南中に在籍をしてこのような経験をした教師が、次の職場で、このような話があったときにこの経験を活かして、広げていけるチャンスでもあるのかと思う。学校のニーズと地域の考えがあると思うが、御南中とひらた旭川荘のように一致するときはしっかりと人権学習の中で実践していくことはありがたい。

3) 合理的配慮をした事例について

(村上委員) 今年の成人式では成人になる当事者が、実行委員会を作って取組を行っている。私自身も当事者と一緒に成人式に出席。今回は重度の知的障害のある方が参加した。なおかつ、強い行動障害があり、周りの支援、配慮がないと普段の暮らしも厳しい人。家族の苦勞も日々ある中で、様々なサービスの支えがあって、生活している。母親が、せっかく成人を迎えたので、家族で写真を撮りたい、という当たり前の気持ちをつぶやいた。家族写真を撮るにも非常に困難。事業所から、せっかくだったら成人式に参加してみたらいいのではないかという話があった。家族としては、迷惑になるから参加しない方がいいのではないかという、気持ちだったが、母親も前向きに挑戦してみてはどうかという思いになり、準備を始めた。岡山市に電話をしたら、「是非出席してください、楽しみにしています。出来ることは何でもします。」という返事だった。この言葉が、出発だった。非常に心強かった。実行委員会とも、何がどう必要なのかという話合いを行った。会場までの動線、居場所、本人は目的を理解してその時間、その場所で式典に参加できるのか、が家族の不安であった。スーツが必要になる、スーツを買いに行こう。スーツを着る練習をする。実際の会場に行かせてもらえるのか。席はどこにあるのか等々すべてシュミレーションをして、事前に体験を行った。見通しが大切になる。スケジュールを時間をかけて準備をした。駐車場のことなど実行委員からの支援協力もあり、無事終えることができた。周囲としてはとても式典に耐えられる方ではないという考えだったが、しっかりと式典に出席して笑顔で、写真を撮って帰ることができた。家族としても大変喜んだ。同じ世代であっても障害のあるなしによって、参加できないというのではなく、周りの人の協力があって、一市民として参加できたことが本人にとっても財産となると思う。

私も実際小学校や中学校に行ったこともあるが、子どもは差別行動につ

いて、残酷だなど思うこともあるが、教育によって、変わるんだなと思ったことがある。何年か前の成人式で、正直目を合わせたくないようなタイプの新成人が、段差のある道で、人が集まっており車いすが押せない状態にあるときに、彼らが、大きな声を出して「車いすが通ろうが、空けてやれ」と言って車いすを抱えたりして手伝ってくれたことがある。意外だったのだが、後で、彼らの話を聞いたときに「車いすに乗るのは大変なんだ」というのを授業でやったという話をしていた、先ほどお話した、教育現場の話はどこかしら生きていて、何らかの形で、フィードバックされるこういったように少しずつ根付いてきているのだと思う。

(平松委員) 特別支援学校の給食の提供について。自立支援協議会の教育部会の中での意見のとりまとめ。嚥下機能がうまく働かない、医療的ケア児については、刻みやペーストで対応。食物アレルギーのある子どもについては、マニュアルが学校に用意されていて、手続きを経て行っている。主治医の意見書の提出や、学校内の専門委員会を経て、どこまでできるかの対応となっている。要望があればできるだけ対応するようになっている。個別な事情について、保護者からの要望によって対応している。このあたりが、細分化されていくように思う。例えば、障害特性として白米が苦手、混ぜご飯が苦手、牛乳が飲めない、カレーのルーは上にかかっていると食べられない。ご飯とルーは、別々に提供してほしい。このことについて、どうしても本人が対応できない人がいて、その保護者からの要望。これに対しては、学校も保護者の要望を聞いて、ある一定期間様子を見た後に、経過の観察の中で様々な取組を行い、お皿を変えてみたり、通常の学校の食器ではなく、弁当箱に入れることで、食べられるようになったり、白ご飯が苦手であればふりかけをかけたたりと対応している。周囲の環境によって食べることができないという場合は、別室で食べるようにしたりというような配慮を行っている。合理的配慮ということで、要望があつて協議して、過度な負担にならない程度で、対応している。保護者は、すぐに対応してほしいという方が、多いのだが、学校教育の現場では、環境や周りの様子が変わることによって、改善ができるのではないかということで、様子を見たりということもあり、保護者との軋轢を生む原因にもなることがある。学校としては、トラブルもあるかもしれないが、うまくいくように工夫しているのかと思い紹介した。

(安富委員) 個別事情の場合は先ほど平松委員の言われた通り、保護者からの相談を基に実際に対応可能か等の様子を見ながらの提案を学校からさせてもらう。医療的ケア児については岡山市立の小中学校にも在籍。医療的ケアを実施の際には必要に応じて看護支援員の配置を行っている。食については、実態に応じて各校で支援を行っている。在籍学校で協議の上、教育委員会

に申請をし、主治医の意見書や、医療的ケアの状況等を確認して、実施している。

(木村委員) 先ほどの平松委員の事例は、手に取るようにわかるなと思って聞いていた。当然、アレルギーのある子どもや、医療的ケア児に対する対応は、同じように対応している。最近本校の給食で、白玉団子が出た、あぁいったねっとりした食べ物は、咀嚼がうまくできない場合には、刻んで欲しいと保護者からの要望があった。小学校・高等部で各1名要望があった。メニューを見てではなく、年度初めに保護者に確認を毎年行い、次はこれが出るから、こういうことに気を付けて給食を提供している。万が一失念した場合には、大きな事故につながるので、細やかな、対応を支援がより必要な子どもにとっては、しっかりと共有している。

(柴田委員) (視覚障害者に関する質問) 自分の前に、何が置かれているか、隣の人や作った人に説明いただき、自分が苦手なものは、トレイの上からのけてもらうようお願いしている。熱いものであれば、冷ました方がいいのか伺ったりする。どの位置に何がセッチングされているか、時計の短針の示す方向に何が置いてあるか、11時の方向に何があるか、1時の方向に何があるか手を添えて、器に触れさせてもらって教えてもらう。どこに何があるか、イメージをして食べる。我々、視覚障害者が苦手なのが、刺身を食べる時に、普通は、しょうゆにワサビを溶いて付けて食べると思うが、視覚障害者はなかなか、そういったことが苦手。

3) 合理的配慮を欠いた事例紹介

(平松委員) コロナに関する事例。

母親と、29歳の重度の知的障害のある男性の話。この男性はマスクの装着が困難で、常時マスクを付けずに過ごしている。母子家庭で2人家族。この男性を一人家に置くことはできず、一緒に買い物などに出かけている。通いなれたスーパーでの出来事。スーパーで買い物を終えて車に戻ると、窓に「お願い。コロナウイルスの感染の恐れがあります。マスクの着用を必ずするよう、ご協力をお願いします」という張り紙がしてあった。紙の下半分には、手書きで「※子ども(息子)もマスクしてねえ!」と書いてあった。店が書いたものかと、店に電話したところ、店側がしたものではないということが分かった。

それから、数か月後再度来店。共に開店後まもなく、客の少ない時間帯に利用している。買い物後、車に戻ると、また、ワイパーに紙が挟んであり、同じ内容の活字と、手書きで、「本人のマスク着用は良いけど、息子にもマスクさせて。コロナ感染したらいけないから。ルールが守れないなら来ないで」というようなことが書かれていた。再度、店側に確認すると、やはり、店側がやったのではないという回答。母親は、差別に当たることな

ので、障害者団体等にいう旨を伝えた。実際には言っていないらしい。

母親としては、通いなれたお店での出来事なので、ショックが大きい。恐怖を感じた。車に張り紙をされるということは、常に監視されているように思える。何か危害を加えられるのではないかと心配している。息子もしゃべるわけでも、大声を出すわけでもなく、ニコニコカートを押して、買い物をしている。他の店に行くにも、重度の障害があつて、新しい環境に適応しにくい。知らないスーパーなどに行くと、強い抵抗感を示す。同じ店舗の2階に別の店もあるが、そこに行くのも難しい。

それ以降は、特に張り紙はない。足早に買い物をして帰るようにしているが、危害を加えられたり、監視されたりしているのではないかと恐怖。

(事務局) 今回の事例、前回の事例を踏まえて、岡山市としてもマスクをしたくてもできない人がいるということを、ホームページ上で呼びかけをおこなっている。障害者差別解消法のところにアップしている。また、コロナ対策本部のページにも、マスクの着用の考え方についてということで、リンクを貼り周知を行っている。

4) 次回会議について

来年度は、7月と1月に開催予定。

3. 閉会